

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

◇ 規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

◇ 告 示

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則
生活保護法による指定医療機関の廃止
保険医の登録
国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

◇ 正 誤

被爆者一般疾病医療機関の指定
土地改良区の役員就退任
土地改良区の役員の住所の変更
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定
保安林の指定の解除予定
昭和六十年十月鳥取県告示第九百八十九号中訂正

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十六号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分	経済的事 情による 区分	金 額 (一人月額)	
		一人で使用する場合	二人で使用する場合
小居室	A 階層	四六、七五〇円	四五、七五〇円
	B 階層	五〇、五五〇円	四九、五五〇円
	C 一階層	五四、四五〇円	五三、四五〇円
	C 二階層	五七、七五〇円	五六、七五〇円

大居室															
C六階層	C五階層	C四階層	C三階層	C二階層	C一階層	B階層	A階層	C十階層	C九階層	C八階層	C七階層	C六階層	C五階層	C四階層	C三階層
七二、〇五〇円	六八、七五〇円	六五、四五〇円	六一、〇五〇円	五八、七五〇円	五五、四五〇円	五一、五五〇円	四七、七五〇円	八七、〇五〇円	八一、〇五〇円	七七、七五〇円	七四、四五〇円	七一、〇五〇円	六七、七五〇円	六四、四五〇円	六一、〇五〇円
七一、〇五〇円	六七、七五〇円	六四、四五〇円	六一、〇五〇円	五七、七五〇円	五四、四五〇円	五〇、五五〇円	四六、七五〇円	八六、〇五〇円	八〇、〇五〇円	七六、七五〇円	七三、四五〇円	七〇、〇五〇円	六六、七五〇円	六三、四五〇円	六〇、〇五〇円

小居室						区分		別表の備考の2中「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に改める。 (鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)			
C四階層	C三階層	C二階層	C一階層	B階層	A階層	経済的事 情による 区分	金額 (一人月額)	第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号) の一部を次のように改正する。 別表の表を次のように改める。			
六四、四五〇円	六一、〇五〇円	五七、七五〇円	五四、四五〇円	五〇、五五〇円	四六、七五〇円	一人で使用する場合	七五、四五〇円	C七階層	C八階層	C九階層	C十階層
六三、四五〇円	六〇、〇五〇円	五六、七五〇円	五三、四五〇円	四九、五五〇円	四五、七五〇円	二人で使用する場合	七四、四五〇円	七八、七五〇円	七七、七五〇円	八二、〇五〇円	八一、〇五〇円
								八八、〇五〇円	八七、〇五〇円		

大居室															
C八階層	C七階層	C六階層	C五階層	C四階層	C三階層	C二階層	C一階層	B階層	A階層	C十階層	C九階層	C八階層	C七階層	C六階層	C五階層
七八、七五〇円	七五、四五〇円	七二、〇五〇円	六八、七五〇円	六五、四五〇円	六二、〇五〇円	五八、七五〇円	五五、四五〇円	五一、五五〇円	四七、七五〇円	八七、〇五〇円	八一、〇五〇円	七七、七五〇円	七四、四五〇円	七一、〇五〇円	六七、七五〇円
七七、七五〇円	七四、四五〇円	七一、〇五〇円	六七、七五〇円	六四、四五〇円	六一、〇五〇円	五七、七五〇円	五四、四五〇円	五〇、五五〇円	四六、七五〇円	八六、〇五〇円	八〇、〇五〇円	七六、七五〇円	七三、四五〇円	七〇、〇五〇円	六六、七五〇円

C九階層	八二、〇五〇円	八一、〇五〇円
C十階層	八八、〇五〇円	八七、〇五〇円

別表の備考の2中「一、八〇〇円」を「一、九〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十年十一月一日から施行する。

鳥取県立境港通動察管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十七号

鳥取県立境港通動察管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通動察管理規則（昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号）

の一部を次のように改正する。

別表の表中「一五、二〇〇円」を「一五、六三〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十年十一月一日から施行する。

告 示

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
松 村 医 院	倉吉市葵町七三二	昭和六十年九月二十日

鳥取県告示第九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年十月二十五日

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田 辺 芳 雄	鳥医第三、三一九号	昭和六十年十月七日
谷 川 昇	鳥医第三、三二〇号	〃
竹 信 敦 充	鳥医第三、三二一号	〃

鳥取県告示第十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田 中 聡	鳥国医第三、三一七号	昭和六十年九月二十四日

鳥取県告示第千十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ヤチグチ歯科医院	東伯郡三朝町大字大瀬二一九五―三	昭和六十年十月十七日
下村歯科医院	日野郡溝口町溝口字町裏一七五	〃

鳥取県告示第千十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり赤碓町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 西村光夫 東伯郡赤碓町大字出上三四六
 " 中井寿栄 " 大字八幡六八四
 " 那須勝美 " 大字山川二三一
 " 手島 勲 " 大字光二三四―二

就任した役員の名及び住所

理事 澤田行光 東伯郡赤碓町大字出上一五―二七
 " 大本勇司 " 大字光二二九
 " 丸本忠良 " 東伯町大字八橋一七三五
 " 鉄本忠宏 " 一四九八

昭和六十年十月十九日就任 任期 昭和六十三年六月十一日まで

鳥取県告示第千十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大誠土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	田熊昭光	
変更前	東伯郡大栄町大字東園三三八	
変更後	東伯郡大栄町大字東園三三八―一六	

鳥取県告示第千十四号

西伯町が行う土地改良事業に係る小原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の第二四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡日吉津村大字日吉津一八六六一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

下水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。）

正 誤

昭和六十年十月鳥取県告示第九百八十九号（保安林の指定の解除予定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

六 下 二 九の四（以上二筆） 九の四・一一の一・一二の七八（以上四筆）

六 下 三 九の六、一一の一、一二の七八 九の六

六 下 三から四 一〇六八の二（国有林） 一〇六七の二・一〇六八の二（以上二筆国有林）

六 下 五 一〇六七の二・一〇六八の一） 一〇六八の一（次の図

以上二筆について、次の図